

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第29号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年岩手県人事委員会規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（改正給与条例附則第9項及び改正給与等条例附則第9項の規定による給料の支給）</p> <p>第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の<u>2以上の号</u>に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正給与条例附則第9項及び改正給与等条例附則第9項の規定による給料として支給する。</p> <p>（1）～（6） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（改正給与条例附則第10項及び改正給与等条例附則第10項の規定による給料の支給）</p> <p>第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める額）に達し</p>	<p>（改正給与条例附則第9項及び改正給与等条例附則第9項の規定による給料の支給）</p> <p>第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号の<u>いずれかに</u>掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号に掲げる場合の<u>2以上</u>に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（平成21年12月1日において一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年岩手県条例第60号）附則第2項に規定する減額改定対象職員又は市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年岩手県条例第61号）附則第2項に規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」と総称する。）である者（第6号に掲げる場合に該当することとなった者を除く。））にあつては、当該各号に定める額に100分の98.61を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正給与条例附則第9項及び改正給与等条例附則第9項の規定による給料として支給する。</p> <p>（1）～（6） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（改正給与条例附則第10項及び改正給与等条例附則第10項の規定による給料の支給）</p> <p>第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合において受けることとなる給料月額に相当する額（平成21年12月1日において減額改定対象職員である者にあつては、当</p>

ないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正給与条例附則第10項及び改正給与等条例附則第10項の規定による給料として支給する。

2 [略]

該額に100分の98.61を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める額）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正給与条例附則第10項及び改正給与等条例附則第10項の規定による給料として支給する。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。